

# 技能講習等受講支援事業

## 👉 事業内容

会員事業所（建設業・製造業）の技能講習等の受講を促進し、技能習得や生産性向上、安全な職場づくり等における経営力向上の支援を目的とします。

会員事業所の負担となる受講料の一部支援する**助成事業**です。

## 👉 支援対象

南砺市商工会員（建設業部会・工業部会）

平成29年4月1日以降に従業員並びに事業専従者が受講した技能講習等が対象となります。

## 👉 支援内容

1講習の受講につき **5,000円**

但し、他の助成制度を受給している場合は、その助成額を差引いた額の範囲内で助成します。

**1事業所における助成限度額は3万円（年間）**

（例）従業員2名が受講料5千円以上の講習を受講した場合  
5,000円×2名＝助成金10,000円

（例）従業員1名が受講料5千円以上の講習を2つ受講した場合  
5,000円×2講習＝助成金10,000円

### <助成額の引上げ等>

◇従業員50人以上の製造業者及び従業員30人以上の建設業者は1事業所における助成限度額を4万円に引上げします。

### ◇除雪オペレーター育成枠【平成29年度新設】

建設業者の従業員等が除雪業務に従事可能となる「①大型特殊免許講習」及び「②車両系建設機械運転車講習」を受講した場合は、1講習における助成限度額を引上げします。

### <助成額の引上げ条件>

◇従業員が同一年度（4月1日～3月31日）で上記2講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合 **4万円**

◇一つの講習を受講済の従業員が、もう一つの講習を受講し、除雪業務への従事が可能となる場合 **2万円**

※本助成枠は1企業における助成限度額と別枠として取扱います。

※同一年度内において1企業1名までとします。

## 👉 対象となる講習等

富山県労働基準協会、建設労働災害防止協会の技能講習・特別教育、安全衛生講習が対象となります。また、生産性向上や安全な職場づくり等、本事業の目的に沿った講習であれば、民間教育機関における受講も対象となります。

### 支援実績（活用された講習等）

- ◆玉掛け技能講習
- ◆クレーン運転業務特別教育
- ◆高所作業者運転技能講習
- ◆フォークリフト運転技能講習
- ◆足場の組立て作業主任講習
- ◆2級土木施行管理技士講習
- ◆解体工事施行技術講習
- ◆アーク溶接等業務特別教育
- ◆車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- ◆自由研削といし取替試運転特別教育
- ◆プレス機械作業主任技能講習
- ◆鉛作業主任者技能講習
- ◆粉じん作業特別教育
- ◆貯水槽清掃作業監督者講習
- ◆刈払機取扱作業教育
- ◆職長・安全衛生責任者教育
- ◆危険予知訓練研修会
- ◆リスクアセスメント担当者研修



上記以外にも対象となりますので是非お問合せ下さい。

## 👉 申請方法

技能講習等支援事業助成金申請書（裏面）を商工会の下記事務所へご提出下さい。

### <申請に必要な書類>

- ◇受講を証明する書類（受講申込書等（写））
- ◇受講料を証明する書類（領収書等（写））

### <申請書のダウンロード>

商工会HPよりダウンロード出来ます。  
南砺市商工会で検索

トップページ（データ様式ダウンロード）より

## チェック👉 南砺市スキルアップ支援事業

本事業活用後の負担額が対象となる市の支援事業です。併せてご活用下さい。

上限額1万円（対象者1名につき） 補助率1/2

主催 南 砺 市 商 工 会

<申請・お問合せ先は下記事務所まで>

【建設業部会事務局】城端事務所内 TEL 62-2163 FAX 62-3953

【工業部会事務局】福光事務所内 TEL 52-2038 FAX 52-6425